

## 幼児教育・保育の無償化（幼稚園の場合）

### 1 無償化の範囲

#### (1) 入園料・授業料：月額 25,700 円まで無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。
- ・通園送迎費、給食費（※）、行事費等は、無償化の対象外です。

※給食費の補助制度あり

【算定のイメージ】

入園料	授業料	1 か月実額	無償化対象額	実費負担額
25,000 円 (4月入園の場合)	19,000 円	21,080 円 ( $\text{㊶}2,080 + \text{㊵}19,000$ )	21,080 円	0 円
30,000 円 (4月入園の場合)	25,000 円	27,500 円 ( $\text{㊶}2,500 + \text{㊵}25,000$ )	25,700 円	1,800 円
—	30,000 円	30,000 円	25,700 円	4,300 円

※入園料は、年間在籍月数で割った金額（1円未満の端数がある場合は切り捨て）

(例) 7月入園の場合は、在籍月数の9で割った金額

#### 毎月の支払

原則、実費負担額のみを支払う。

（無償化対象額については、大口町→幼稚園に支払う）

#### (2) 預かり保育：月額 11,300 円まで無償

- ・「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ・保育の必要な3～5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・保育の必要な満3歳になった日から最初の3月31日まで（2歳児）の子どもは、市町村民税非課税世帯のみが対象。（月額 16,300 円上限。）
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450 円×利用日数）
- ・幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額 11,300 円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

【算定のイメージ】

利用料	利用日数	上限額	無償化対象額	実費負担額
3,000 円	10 日	4,500 円 (450 円×10 日)	3,000 円	0 円
9,500 円	20 日	9,000 円 (450 円×20 日)	9,000 円	500 円

### 毎月の支払

一旦、幼稚園に利用料を支払う。

→後から各幼稚園を経由し利用料の請求を行う（領収証等添付）

## 2 認定申請について

無償化の対象となるには、子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。認定申請書提出後、町が認定のうえ、各幼稚園経由で「施設等利用給付認定通知書」を送付します。

### (1) 認定区分

認定区分	対 象
1号認定	満3歳以上の子どもで、2・3号認定以外
2号認定	3～5歳児（満3歳に達する以後の最初の3月31日を経過している子ども）であって、「保育を必要とする理由」に当てはまる場合
3号認定	0～2歳児（満3歳に達する以後の最初の3月31日までにいる子ども）であって、「保育を必要とする理由」に当てはまり、市町村民税非課税世帯である場合

### (2) 保育を必要とする理由

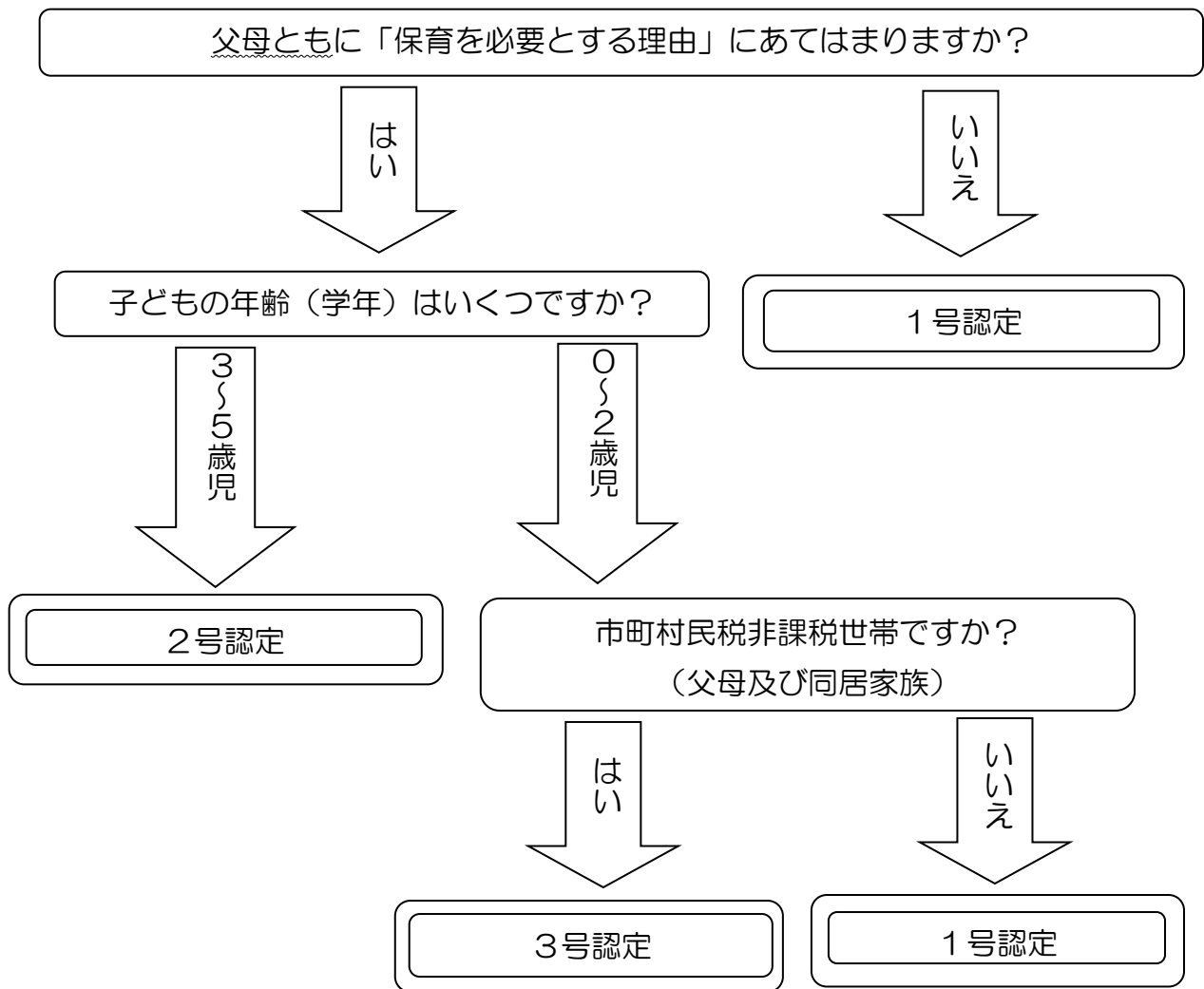
就労	居宅内外で仕事（1月75時間以上）をしていること
妊娠・出産	母親が出産前後（産前8週間から産後8週間を迎える日の翌日の属する月の末日）であること
疾病・障がい	疾病、負傷または心身に障がいを有していること
同居親族等の介護・看護	家庭内にいる長期にわたり病気の人や心身に障がいのある人の常時介護等にあたっていること
災害復旧	火災・風水害・地震等の災害の復旧にあたっていること
求職活動	就労する意思があり、求職活動をしていること。（認定期間60日）
就学	各種学校、専修学校などの教育施設に在学しているもしくは、職業訓練を受けていること
DV・児童虐待	DVや児童虐待のおそれがある場合
育児休業	育児休業中（3歳以上児のみ）

### (3) 手続き方法

【提出先】各幼稚園

【必要書類】子育てのための施設等利用給付認定申請書（全員）

保育を必要とする理由を証明する書類（2・3号を希望する場合）



1号認定：「入園料・授業料」のみが無償化（預かり保育は無償化対象外）  
2・3号認定：「入園料・授業料」＋「預かり保育」が無償化

#### 認定申請に関するQ&A

- Q1. 父（保育の必要性あり 例：1月75時間以上の就労）、母（保育の必要性なし 例：専業主婦、1月75時間未満の就労）の場合の認定区分は？  
⇒1号認定。添付書類（父の就労証明書）は不要。
- Q2. 父母ともに保育の必要性はあるが、預かり保育を利用しない場合でも2号（3号）認定を申請しなければいけないのか？  
⇒1号認定申請も可能（ただし、預かり保育を利用した場合は、無償化対象外）

### 3 認定内容の変更について

就労から妊娠・出産等に「保育を必要とする理由」が変更する場合には、認定変更の申請・届出が必要です。また、1号認定⇔2・3号認定に変更する場合や他市町村間での住所異動の際には、改めて認定申請が必要です。

### 4 現況届について

2・3号認定を受けている場合、年1回（1月頃）、保育の必要性の確認のため、現況届を提出する必要があります。

### 5 給食費補助制度について

#### (1) 主食代（大口町単独助成制度）

全園児を対象に、1月650円を上限として実費負担分を補助。

#### (2) 副食代

年収360万円未満相当世帯（市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯）及び第3子以降の園児を対象に、1月4,500円を上限として実費負担分を補助。

#### (3) 補助方法

一旦、幼稚園に給食費を支払い、後から各幼稚園を經由し請求を行う（領収証等添付）。請求方法につきましては、年度末に給食費を集計した後、幼稚園を通じてご案内します。